

## 議案第53号

### 財産を無償で貸し付けること（死亡牛一時保管施設） について

次のとおり財産を無償で貸し付けることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成27年2月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 1 財産の内容

種 類	所 在 地	数 量	
土 地	東伯郡琴浦町大字松谷字西高野 606番8ほか1筆	1,203.38平方メートル	
建 物	東伯郡琴浦町大字松谷字西高野 606番8	122.49平方メートル	
工 作 物	汚 水 槽	”	一式
	貯 水 槽	”	一式
	水道施設	東伯郡琴浦町大字松谷字西高野 606番8ほか3筆	一式

#### 2 相手方

鳥取市末広温泉町723番地

公益社団法人鳥取県畜産推進機構

#### 3 貸付期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

#### 4 理 由

死亡牛一時保管施設の維持管理を円滑に行うため、死亡牛の一時保管業務を行う公益社団法人鳥取県畜産推進機構に対して当該業務の用に供する財産を引き続き無償で貸し付けようとするものである。